

業者各位

堺市社会福祉協議会

解体等工事の際における石綿飛散防止について

石綿を含有する建築材料を含む建築物や工作物の解体・改造・補修の作業をする際には、大気汚染防止法（以下、「法1」）及び大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下、「条例」）に基づき、作業実施届の提出や飛散防止対策の実施が必要です。
当会の取扱いについては、下記のとおり、お知らせします。

記

1 事前調査書類の作成

- (1) 受注者は発注者に対し、事前調査書を交付して事前調査結果を説明しなければならぬ。
- (2) 事前調査結果の説明は、解体等工事の開始までに行う必要があります。
さらに、石綿に関する事前調査の結果について、敷地内の公衆の見やすい場所に掲示を行う必要があります。

2 法及び条例に基づく届出

次の作業を行う場合には、発注者は作業開始の14日前までに届け出が必要で

- (1) 特定粉じん排出等作業・・・すべての特定工事が対象。

- (2) 石綿排出等作業・・・石綿含有成形板の使用面積1,000㎡以上が対象。

さらに、石綿に関する事前調査の結果について、敷地内の公衆の見やすい場所に掲示を行う必要があります。

- 3 設計変更について 当初の工事請負契約に含まれない石綿を含む石綿含有建築材料の除去等が発生した場合には、請負金額変更の対象といたします。

【参考】

- ・特定工事とは、特定粉じん排出等作業を伴う工事をいう。
- ・特定粉じん排出等作業及び石綿排出等作業については、下記の大阪府ホームページをご覧ください。

○大阪府ホームページ「建築物の解体などの作業に関するアスベスト飛散防止規則」

(url:<http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshoshido/asbestos/todokede.html>)